

# 虐待防止のための指針

ベストリハ株式会社

## 第1条（名称）

この指針は、虐待防止のための指針という。

## 第2条（目的）

この指針の目的は、虐待防止法の理念に基づく、入居者・利用者の「尊厳の保持」・「人格の尊重」・「権利利益の擁護」に資することとして定める。

## 第3条（虐待の防止に関する基本的考え方）

入居者・利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

### ＜虐待の未然防止＞

- ・高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる
- ・研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す

### ＜虐待等の早期発見＞

- ・虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置をとる
- ・入所者・利用者及びその家族からの虐待等に係る相談に適切な対応をする

### ＜虐待等への迅速かつ適切な対応＞

- ・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する
- ・市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力する

## 第4条（虐待の防止に向けた体制の構築）

### （1）委員会の設置

虐待の防止のための対策を検討することを目的として、「**虐待防止検討委員会**」を法人内に設置する。

### （2）委員会の活動

この委員会は、下記のことについて検討し、対策が必要な場合はそのことに取り組む。

- ①：虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②：虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③：虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④：虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤：虐待把握時の市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥：虐待発生時、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦：再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧：身体拘束についての適正化に関すること

### （3）虐待防止委員会の構成

委員会における役割と実務については以下のように構成する。

委員長	事業本部長
	・委員会の開催・招集を行う
虐待防止対策 推進担当者	ヘルスケアソリューション事業部課長（複数名）  ・虐待の防止の為の指針の整備の為の検討と対策立案 ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備 ・虐待を把握した場合の、市町村等への通報（報告）方法の構築 ・虐待発生時の発生原因等の分析と再発防止策の検討 ・身体拘束廃止に向けた指針の整備の為の検討と対策立案 ・身体拘束の適正化への検討と対策 ・緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応 ・研修の企画を行う ・入居事業は年2回 ・その他のサービスは年1回

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 (※担当者)	<b>全拠点からの選任者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への連絡体制の整備</li> <li>・入居者・利用者への指針の周知徹底</li> <li>・職員への指針の周知徹底</li> <li>・関係機関への指針の周知徹底</li> <li>・研修・訓練の連絡、参加者の把握など</li> </ul>
-------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 委員会の開催等

委員会の開催等については以下のように行う。

- ・委員会は、委員長の招集にて開催する。
- ・基本的には、3月に1回の定期開催とする。(適時、必要に応じて開催することもある)
- ・研修は、委員会で企画し適時開催する。
- ・委員会開催後は、虐待防止検討委員会議事録を作成し、決定事項等を組織で共有する。
- ・委員会の開催にあたっては、テレビ電話装置等を活用して行うことがある。

(5) 委員会からの情報の発信・共有

情報の発信・共有については以下のように行う。

- ・虐待防止・身体拘束の適正化に関する情報の発信や共有に関しては、法人内で決められた所定の情報連携システムを用いる。

(6) 虐待防止に関する情報の更新・履歴の保存

指針や各種マニュアルの変更や更新の履歴は、委員会議事録等に記録しておく。

## 第5条 (虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

虐待の防止のための職員研修については、以下の内容に関する thingを行う。

- ① : 虐待等の防止に関する基礎的な内容（適切な知識を普及・啓発するものなど）
- ② : 事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行えるような内容  
※具体的な内容イメージとしては、次のようなプログラムが考えられる
  - (1) 虐待防止法の基本的考え方の理解
  - (2) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
  - (3) 早期発見・事実確認と報告等の手順
  - (4) 発生した場合の改善策
- ③ : 職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施する
  - ・入居事業は年2回
  - ・その他のサービスは年1回
  - ・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する
- ④ : 研修の実施内容については、記録する
- ⑤ : 研修の実施は、事業所内職員研修を基本とするが、それ以外の研修への参加を妨げない
- ⑥ : 研修の実施後には、参加職員から、問題点や改善点などの意見を聴取する
- ⑦ : 聽取した、問題点や改善点などの意見を虐待防止検討委員会で検討し対応を決定する

## 第6条 (虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

虐待等が発生した場合の対応方法については、以下のように行う。

- ① : 職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、『[虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者](#) <各事業所の管理者等> (以下**担当者**とする)』に報告する。  
虐待者が担当者本人であった場合は、法人内の上席者等に相談する。
- ② : 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。  
虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ : 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ④ : 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

- ⑤：事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- ⑥：施設内で虐待等の発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市区町村に報告する。
- ⑦：その他、必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行う。

#### 第7条（虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項）

- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制については、以下のように考え方行動する。
- ①：職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、担当者に報告する。
  - ②：担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。
  - ③：虐待又はその疑いが発生した場合には、必要に応じて市町村に報告する。
  - ④：緊急性が高い場合は、市町村や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

#### 第8条（成年後見制度の利用支援に関する事項）

成年後見制度の利用支援については、以下のように考え方行動する。

- ①：成年後見制度の理解と啓発  
職員や利用者、家族に対して成年後見制度の仕組みや利用方法について十分な理解を促す。制度の利用が適切な場面で選択されるよう、具体的な事例を通じて啓発を行う。
- ②：適切な後見人の選定と支援  
成年後見制度の利用を検討する際、利用者の利益を最優先に考え、信頼できる後見人を選定する。また、後見人がその責務を果たすために必要な支援や情報提供を行う。
- ③：後見人と介護事業所の連携  
事業所と後見人が連携して利用者の福祉を守るため、定期的なコミュニケーションや情報共有を行う。後見人の判断を尊重しつつ、利用者の生活やケアに関する適切な支援を行う。
- ④：財産管理における透明性の確保  
成年後見制度では、後見人が利用者の財産を管理します。この管理が不正や不適切な行為に繋がらないように、事業所として定期的な報告を求めるなどの関りを行う。
- ⑤：虐待リスクの早期発見と対処  
成年後見人が虐待を防止する役割を果たせるよう、介護事業所が後見人と連携して虐待の兆候を早期に発見し、必要な対処を迅速に行う体制を整えます。後見人が適切に機能しているかを確認する仕組みも重要です。

#### 第9条（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

虐待等に係る苦情解決については、以下のように考え方行動する。

- ①：苦情受付窓口の設置と周知  
利用者や家族がいつでも苦情を申し立てられるよう、苦情受付窓口を設置し、連絡先や利用方法を広く周知する。窓口は匿名でも利用できるようにし、利用者が安心して相談できる環境を整える。
- ②：迅速かつ公正な対応  
苦情が寄せられた際には、速やかに対応体制を整備する。苦情内容を正確に把握し、関係者への公平な調査とともに、適切な対応を行う。
- ③：第三者機関の関与  
苦情解決に際しては、外部の第三者機関を交えることで、公正性と客観性を担保する。また、外部の有識者や地域の関係機関と連携し、問題解決に向けた柔軟な対応を心掛ける。

#### 第10条（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

指針の閲覧については、以下のように考え方行動する。

- ・利用者、家族がいつでも指針を閲覧できるよう、介護事業所内のわかりやすい場所に掲示する。
- ・虐待防止のための指針は、当法人のホームページにおいても公表する。

第11条（その他虐待の防止の推進のために必要な事項）

- (1) 身体拘束について
  - ・身体拘束については、別紙「**身体拘束廃止に向けた指針**」において詳細を定めることとする。
- (2) その他虐待の防止の推進のために必要な事項
  - ・客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
  - ・指針について定めのない事項については、虐待防止検討委員会で協議し取り決めを行う。

第12条（変更手続）

本指針の変更は、虐待防止検討委員会の決議により行う。

付則

この指針は、令和7年2月1日から施行する。